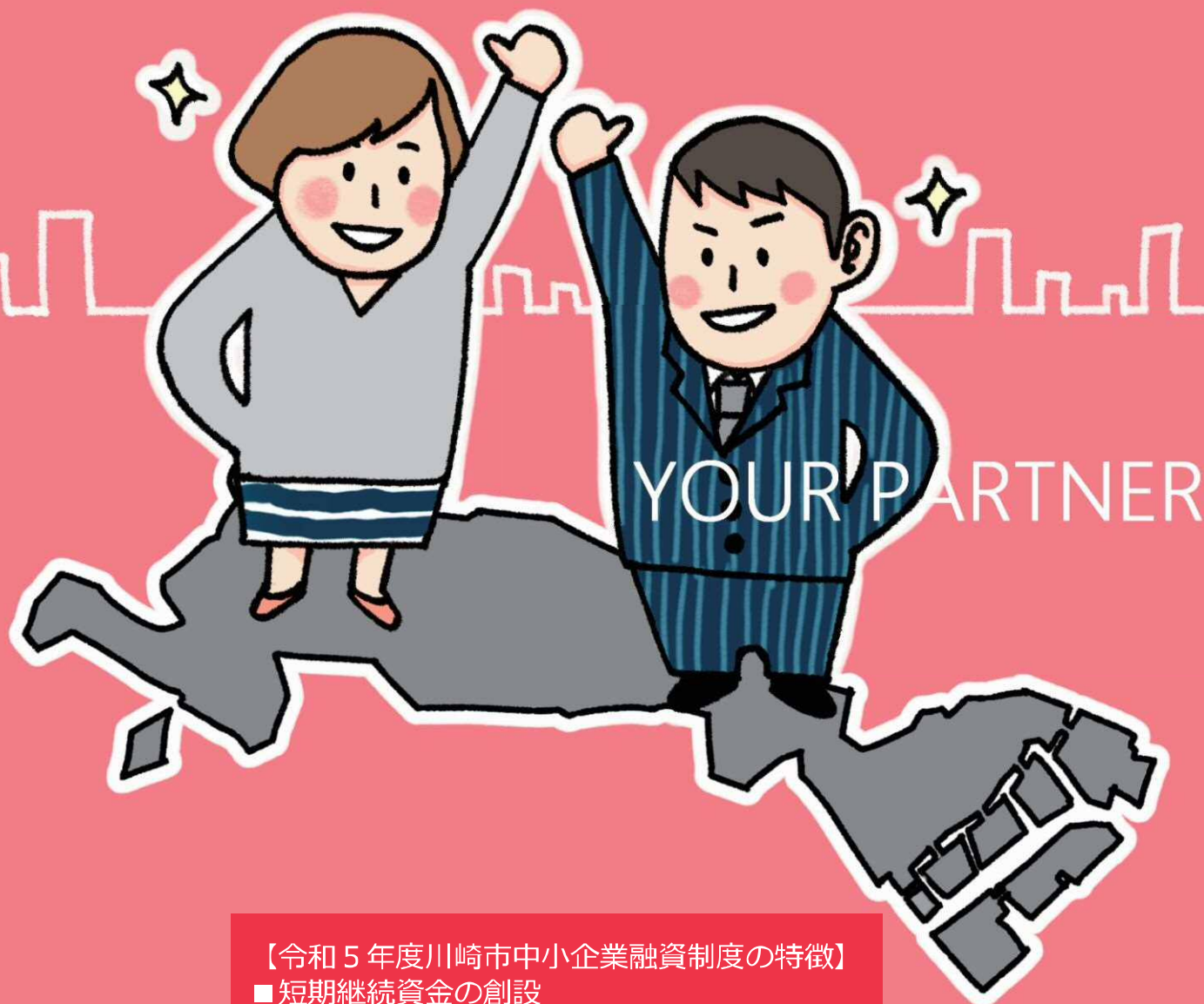


令和5（2023）年度



川崎市中小企業融資制度のご案内

中小企業の「今」と「明日」を支える



【令和5年度川崎市中小企業融資制度の特徴】

- 短期継続資金の創設
- 伴走支援型経営改善資金の改正
- 経営改善サポート型企业再建資金の創設

川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

令和5年（2023）4月1日現在

川崎市 融資制度

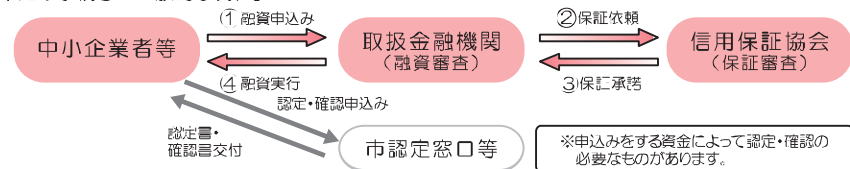
検索



川崎市中心企業融資制度とは

川崎市中心企業融資制度は、川崎市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。多くの制度で固定金利を利用でき、返済期間を長期に設定しています。また、一部制度を除き、川崎市が信用保証料の補助をしています。

【申込み手続きの一般的な流れ】



ご利用いただける方

1 中小企業者又は協同組合等であること

※「中小企業者」とは次のいずれかに該当する方です。

①資本金、従業員数が、次の要件のいずれかを満たす法人及び個人事業者

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(タイヤ製造業等を除く)		900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②医業を主たる事業とする場合 法人は従業員数300人以下、個人は従業員数100人以下

③従業員数が300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の特定非営利活動法人(NPO法人)

※「協同組合等」の例…中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等

2 川崎市内に事業所を置いていること

※創業支援資金の場合、法人は登記、個人は主たる事業所が川崎市内にある必要があります。

3 業歴1年未満の事業者については、アーリーステージ対応資金を利用済みであること

4 納期が到来している住民税(産業立地促進資金は国税、都道府県税及び市町村税)を完納していること

5 中小企業信用保険制度の特定業種に属する事業を営んでいること

(金融業、射幸的娯楽業、遊興的飲食業、農林漁業(一部を除く)、NPO法人を除く非営利団体、宗教法人等は非対象業種です。)

※特定業種は次のとおりです。

- ①製造業 ②鉱業 ③土石採取業 ④木材伐出業 ⑤建設業 ⑥物品販売業 ⑦不動産業 ⑧運送業
⑨貨物運送取扱事業 ⑩倉庫業 ⑪電気・ガス・熱供給・水道業 ⑫印刷業 ⑬出版業 ⑭サービス業
⑮損害・生命保険代理業 ⑯郵便業 ⑰通信業

6 許認可を要する業種については、その許認可を取得していること

7 信用保証協会の代位弁済による求償債務がないこと(連帯保証人も含む)

8 金融機関の取引停止処分(第1回不渡りを含む)を受けていないこと

9 借入金の返済が遅滞していないこと

10 破産、民事再生、会社更生等法的整理の申請中ではないこと

11 休眠会社でないこと

12 その他法令遵守していること

融資のお申込み

1 融資申込みに必要な書類

①信用保証委託申込書等(川崎市信用保証協会所定様式。取扱金融機関から必要に応じて配布いたします。)

②(個人)確定申告書の写し (法人)決算書の写し

③(個人)住民票 (法人)履歴事項全部証明書

※外国人の場合 中長期に留者:在留カードの写し(表裏)、特別永住者:特別永住者証明書の写し(表裏)

④住民税の納税証明書(納期の到来しているものについて完納していること)

⑤印鑑証明書

⑥許認可を要する業種を営んでいる場合はその許認可書の写し

⑦設備資金見積書(設備資金を利用する場合)

※NPO法人の場合は上記書類の他、事業報告書等の提出が必要です。

※マイナンバー(個人番号)、本籍が記載された書類(住民票、個人の確定申告書等)を提出する場合は、マイナンバー(個人番号)、本籍を判別できないよう塗りつぶしたものを提出ください。

※その他、資金ごとに必要な書類がございますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。

2 申込窓口

融資の申込みは以下の取扱金融機関でお受けしております。

※本店、支店及び支店の所在地を問いません。

※公害防止資金の申込窓口は、川崎市環境局環境対策部環境対策推進課です。

取扱金融機関全26行

銀行15行

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
群馬銀行	きらぼし銀行	横浜銀行	山梨中央銀行
静岡銀行	阿波銀行	三井住友信託銀行	東日本銀行
神奈川銀行	静岡中央銀行	徳島大正銀行	
横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫
芝信用金庫	さわやか信用金庫	西武信用金庫	城南信用金庫
世田谷信用金庫	多摩信用金庫		

政府系金融機関1行

商工組合中央金庫

融資制度の選び方の例

- 一般的に広くご利用いただける資金 -----> 振興資金(P5、6)
- 設備投資をしたい方向けの資金 -----> 設備強化支援資金(P5、6)
- コロナで影響を受けて、事業展開、多角化等する方向けの資金 -----> 事業展開・多角化資金(P5、6)
- 月々の返済負担を軽減させたい方(一括返済のため)、資金繰りの安定化を図りたい方の資金 -----> 短期継続資金(P5、6)
- 小規模事業者の方向けの資金 -----> 小規模事業資金(P5、6)
- これから創業する方、創業して間もない方向けの資金 -----> アーリーステージ対応資金(P5、6)
- ゼロゼロ融資(コロナ対応資金)、危機対策資金、災害対策資金からの借換えをしたり、収益改善したい方 -----> 伴走支援型経営改善資金(P7、8)
- 売上等が減少している方、国のセーフティネット保証認定を受けた方向けの資金 -----> 不況対策資金(P7、8)
- 借換えしたい方向けの資金 -----> 借換支援資金(P7、8)

※各制度の詳細については、一覧表をご覧ください。

川崎市信用保証協会について

川崎市信用保証協会は、中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となって中小企業を支援することにより、地域経済の振興と発展に寄与することを目的とした「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

信用保証料率について

川崎市信用保証協会の保証を受けるには保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。保証料率は企業の経営状況及び責任共有制度の対象が否かにより次のとおり設定されます。

●通常の信用保証料率

・責任共有制度対象 年 0.450 ～ 1.900% ・責任共有制度対象外 年 0.500% ～ 2.200%

●川崎市による保証料補助を行っている場合の信用保証料率（特別保証料率の設定）

川崎市が保証料の一部を補助することで、通常より割安な特別保証料率を設定しています。なお、事業者の経営状況に応じて料率は異なります（詳細は、川崎市中小企業融資制度一覧表を参照）。

・セーフティネット1号～8号は、川崎市が半額補助します。

※担保提供がある場合は一部の保証制度（セーフティネット保証等）を除き 0.1% の割引があります。

◆責任共有制度とは、一部の保証を除き、借入額に対する信用リスクの2割相当分を、金融機関が負担することをいいます。

【責任共有制度の対象外となるもの】

(1)小規模事業資金（セーフティネット1号～4号、6号） (2)小口零細対応小規模事業資金 (3)経営安定資金（セーフティネット1号～4号、6号・災害関係保証・震災緊急保証・危機関連保証） (4)アーリーステージ対応資金（創業関連保証）（SSS保証） ※その他、特別小口保険を利用する場合

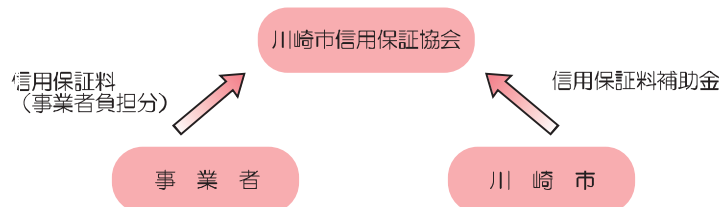
◆保証料・保証料率の詳細については、川崎市信用保証協会へお問合せください。

信用保証料の補助について

川崎市では、市融資制度を川崎市信用保証協会の保証付で利用した場合、信用保証料の補助を行うことにより、事業者の方の資金繰りの支援を行っています。（一部制度を除く）

【手続きはどうするの？】

事業者の方の手続きは不要です。川崎市が事業者の方に代わって、信用保証料の補助分を川崎市信用保証協会へ支払い、事業者の方の手続きにかかる負担を軽減しています。



事業承継をご検討中のみなさまに！（事業承継特別保証資金…P.5、6）

中小企業者の円滑な事業承継を資金調達の面から支援するため、事業承継特別保証資金をご用意しています。

1. 保証人が不要！

経営者を含め保証人が不要です。

2. 事業承継を実施後（3年を経過していないもの）でも借入が可能！

融資対象者は次の中小企業者（個人は対象外）となります。

- ・信用保証協会の保証申込受付日から、3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- ・令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

3. プロパー借入分の借換や増額借入も可！

事業承継前の借入れ、かつ、個人保証を提供している借入について借換を行う場合は、プロパー借入れの借換も可能です。また、事業承継実施前の場合は増額の借入も可能です。

（財務要件）

本資金の利用には、次の1)から4)まで全てを満たす必要があります。

- 1)資産超過であること
- 2)EBITDA 有利子負債倍率（注）が1.5倍以内であること
- 3)法人・個人の分離がなされていること
- 4)返済緩和している借入金がないこと

（注）EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債一現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

川崎市は、あなたの「創業」を応援します！（創業支援資金…P.5、6）

川崎市は、これから創業する方や創業して間もない方を応援するために、創業支援資金（アーリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金）をご用意しています。

1. 信用保証料の本人負担がゼロ！

市と川崎市信用保証協会が協調し、所定保証料率年 0.8%のうち、0.5%を市が補助、0.3%を川崎市信用保証協会が引下げ、信用保証料の本人負担をゼロとします。

2. 利率年1.9%以内と低めに設定！

自己資金がない場合でも、年1.9%以内とします。

（自己資金が1/2以上ある場合は年1.7%以内、自己資金が1/3以上ある場合は年1.8%以内）

3. 中小企業診断士による企業診断でスタートアップを支援！

企業診断では、事業運営に関する様々なアドバイスを通じて、経営力を身に付けていただくことを目的の一つとしています。（ただし、決算を一期以上終えている方、申込額が800万円以下の方、又は再利用する方で、当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。）

4. 保証人を徴収しないスタートアップ創出促進資金がスタート！

ご利用は、法人に限られ、保証料0.5%のほか諸要件があります。詳しくはHPをご覧ください。

※アーリーステージ対応資金の一部制度を除きます。

※詳細の利用条件はP.5、6をご覧ください。

川崎市 アーリーステージ対応資金

検索

ご利用いただける方	制 度 名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率 (川崎市補助後の料率)	資金使途・期間	備考
資脱中 金却小 金繰り のため 新たな 事業開 展の影 響から お考え の方	振 興 資 金 ★	中小企業者・協同組合等の方	中小企業者 2億円	(短基)1年以内 年1.5%以内 (長基)1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.450%～1.900%	(短基)運転資金・設備資金1年以内 (長基)6か月以内を含む (長基)運転資金 7年以内 (長基)1年以内を含む (長基)10年以内 (長基)1年以内を含む	転業する場合は、 川崎市の企業診断が必要
	設備強化支援資金★		協同組合等 4億円	5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.025%～0.750% (市保証協会の0.2%引下げ含む)	設備資金 15年以内 (長基)1年以内を含む	
	【コロナ対応あり】 事業展開・ 多 角 化 資 金 ★	1 令和2年2月以降に以下の新型コロナウイルス関連融資を利用された中小企業者等【災害対策資金(4号別枠)、危機対策資金(危機関連保証別枠)、不況対策資金(10年型)(セーフティネット保証5号)、川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金】 2 直近6か月のいずれか1か月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響以前(令和2年1月以前の同月)の売上高と比べて、減少していることを取次金融機関が確認された中小企業者等 3 セーフティネット保証4号から5号の認定を受けた中小企業者等 1. 2. 3.のいずれかに該当する方で、事業展開(事業転換、業態・業種の転換等)や多角化、新製品開発に取り組む方	3,000万円	年1.6%以内	年0.225%～0.950%	運転資金：7年以内 (長基)2年以内を含む。 設備資金：10年以内 (長基)2年以内を含む。	取扱期間は 令和6年3月31日まで 金融機関による確認書 (第20号様式)が必要
	NEW!! 短期継続資金★	1 法人の場合：川崎市内に本店又は事業所を有し、次の1)から6)のすべてに該当するもの 2 個人事業主の場合：川崎市内に住所又は事業所を有し、次の1)から6)のすべてに該当するもの (1)1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること。(2)保証申込時点で1年以上の与信取引があること。 (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと。(4)直近の決算において債務超過となっていないこと。 (5)川崎市信用保証協会の保証付き対基継続融資を並行して利用していないこと。	5,000万円	金融機関所定利率	年0.450%～1.900%	運転資金：1年以内 (一括返済に限る。)	
小規模な事業 を営む方	小規模事業資金★	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方	3,500万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内	保証債務残高1,500万円以下 年0.383%～0.950% 保証債務残高1,500万円超 年0.383%～1.710%	運転資金・設備資金 8年以内 (長基)1年以内を含む	
	短期サポート型★		2,000万円	年1.2%以内		運転資金・設備資金 1年以内 (長基)6か月以内を含む	
	小口サポート型★		2,000万円	年1.4%以内	年0.225%～0.950%	運転資金・設備資金 5年以内 (長基)1年以内を含む	
	ミニ★		300万円	年1.3%以内		運転資金 4年以内 (長基)6か月以内を含む	
川崎市内に進出を 考えている方	小口零細対応 小規模事業資金★	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者の方(◎・▲)	2,000万円 ※2	3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超8年以内 年1.9%以内 8年超 年2.0%以内	年0.450%～1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (長基)1年以内を含む	
	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に当出する中堅・中小企業者等の方	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.0%以内 設備資金 年2.1%以内 ※新川崎A地区・敷地31日1区 への搬出の場合は、運転資金・設備資金ともに年1.9%以内	保証付きの場合 年0.450%～1.900%	運転資金：7年以内 (長基)1年以内を含む。 設備資金：15年以内 (長基)1年以内を含む。※3	保証付きの場合 川崎市の企業診断が必要 川崎市の需資会の認定が必要 保証なしの場合 川崎市の確認(第9号様式)が必要
新たな取り組みをする方	企業立地促進資金	1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第1項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方うち川崎市内に立地する方 2 川崎市内のインキュベーション施設(かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハブイノベーション川崎、明治大学地域学連携研究センター、ナノ医薬イノベーションセンター)に入居した方うち川崎市内に移転する方	2億8,000万円	年1.9%以内	年0.225%～0.950%	運転資金：7年以内 (長基)1年以内を含む。 設備資金：10年以内 (長基)1年以内を含む。※3	対象者1 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当：経済労働局特産支援課 電話044-200-2933) 対象者2 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当：経済労働局イノベーション 推進部 電話044 200 2973)
	アーリーステージ 対 応 資 金	1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援事業を受けて創業しようとする場合はいずれも6か月以内)(◎・▲) 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 4 個人事業を開始した方、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年未満の方(1～4はいずれも創業関連保証を利用) 5 開業後1年未満の中小企業者等の方(一般保証を利用)	3,500万円	年1.9%以内 ①借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 ②借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.8%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.0% (市保証協会の 0.3%引下げ含む)	運転資金 7年以内 (長基)1年以内を含む 設備資金 10年以内 (長基)1年以内を含む ※市内設備に限る	川崎市の企業診断が必要 ※4
	女性・若者・シニア 起業家支援資金	上記アーリーステージ対応資金の1～4のいずれかの要件を満たし、代表者が「女性」「30歳未満」「50歳以上」のいずれかに該当する方(◎・▲)(創業関連保証を利用)	3,500万円	年1.8%以内 ①借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.6%以内 ②借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.0% (市保証協会の 0.3%引下げ含む)		スタートアップ創出促進資金に ついては「創業計画書」が必要
	NEW!! スタートアップ 創出促進資金	国の「スタートアップ創出促進保証制度基綱」の資格要件を満たす中小企業者等の方 保証申込受付時点において税務申告1期終了していない創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有すること (※貸借保証を不要とするスタートアップ創出促進保証(GSS保証)を利用)(◎・▲) 詳細は川崎市ホームページで	3,500万円	年1.9%以内 ①借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 ②借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.8%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内)※1	年0.5%	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (いずれも長基1年以内を含む が、金融機関のプロパー融資と 同時に実行またはプロパー融資 残高がある場合は長基3年以内 とする。)	
	新製品開発・ 新分野進出支援資金	原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発しようとする製造業者等の方並びに新分野に進出しようとする方又は進出後1年未満の中小企業者等の方	3,000万円	年2.1%以内 市補助金の交付決定を受けた場合は 年2.0%以内	年0.450%～0.800%	運転資金 7年以内 (長基)1年以内を含む 設備資金 10年以内 (長基)1年以内を含む	川崎市の企業診断が必要 新製品開発の場合は和歌山県立産業技術総合研究所の新製品評価が必要
中小企業 者等の方 全般	流動資産担保資金	営業者に対する先掛貸付又は期前貸付を保有する中小企業者等の方(期前貸付を担保とする場合は法人に限る。)	2億5,000万円	年1.9%以内	年0.340%	運転資金・設備資金 1年以内	
事業継続 を行う方	事業承継特別保証資金	国の「事業承継特別保証制度要綱」の資格要件を満たす中小企業者等(個人は除く)	2億8,000万円	年1.6%以内	年0.000%～0.950%	借換資金 10年以内 (長基)1年以内を含む	プロパー借入も可能

※ ◎は共済制度の対象外となる資金に、(◎)は示してあります。

※ ▲は非営利法人(NPO法人)の方から利用できない資金は、(▲)印で示してあります。

※ ★印の資金については、SDGs取組支援策の取扱いが可能です。詳しくは10ページ参照

※1 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資とする際の最低金利等で、金融機関によって異なります。

※2 全国の信用保証協会による貸付保証付融資残高とを計し、2,000万円の範囲内となる所収の保証に契ります。

※3 運転資金の資金使途は移転費用等に契ります。設備資金の資金使途は、土地取得費、建物賃貸料、敷金、入居保証金、設備費及び機械設備費等に契ります。

※4 決算が1期以上経ている方、申込額が200万円以下の方は当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。

川崎市中小企業融資制度一覧表② ※制度は年度途中で変わることがあります。詳細は市ホームページでご確認ください。

令和5年4月1日現在

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方

経営安定資金

売上や利益が減少している方

制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率 (川崎市補助後の料率)	資金使途・期間	備考			
不況対策資金(5年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方 4 取引元の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方	3,000万円	年1.5%以内 年1.4%以内 年1.5%以内	年0.450%～0.950%	運転資金・設備資金5年以内 (掲書1年以内を含む)	取扱金融機関による 確認書(第3号様式)が必要			
	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方 3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方 4 取引元の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方		年1.7%以内 年1.6%以内						
	5 国又は市町村が指定した倒産企業に、売却金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売却金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等の方 6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(セーフティネット保証を利用) 8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用) 9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用)		8,000万円				年1.7%以内	年0.450% 年0.383%～0.450% 東日本大震災復興緊急保証 年0.400%	運転資金・設備資金10年以内 (掲書1年以内を含む) 市町村又は特別区の認定書 が必要
	10 国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(○)(災害関係保証を利用)		2億8,000万円				年1.7%以内	年0.450%	運転資金・設備資金10年以内 (掲書1年以内を含む)
危機対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(○)(危機機関保証を利用)※5	2億8,000万円	年1.7%以内	年0.400%	運転資金・設備資金10年以内 (掲書2年以内を含む)	市町村又は特別区の認定書 が必要			
災害対策資金	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(○) (セーフティネット保証を利用)	8,000万円	年1.7%以内	年0.450%～0.950% 年0.450%	運転資金・設備資金10年以内 (掲書1年以内を含む)	火災証明書が必要 市町村又は特別区の認定書が 必要			
激甚災害対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(○)(災害関係保証を利用)	2億8,000万円		年0.450%		火災証明書が必要			
RENEW!! 【収益改善を図りたい方】 伴走支援型 経営改善資金	一般保証 次の1)又は2)のいずれかに該当すること (1) 売上高減少5%以上 (2) ア 売上高総利益率(前年同期)5%以上減少 エ 売上高営業利益率(前年同期)5%以上減少 イ 売上高総利益率(前近決算)5%以上減少 オ 売上高営業利益率(前近決算)5%以上減少 ウ 売上高総利益率(前近決算前期)5%以上減少 カ 売上高営業利益率(前近決算前期)5%以上減少 (セーフティネット保証もあり)(セーフティネット4号は○) 借換の場合は○の場合もあり 詳細は川崎市ホームページで	1億円	1年以内 3年以内 5年以内 5年超	年0.9%以内 年1.2%以内 年1.4%以内 年1.6%以内	年0.16～0.92%(一般保証) 0.1%(セーフティネット保証) ※補助対象期間の確認は市ホーム ページで	運転資金・設備資金10年以内 (掲書5年以内を含む) ※一括返済の場合1年以内	セーフティネット保証の場合は 市町村又は特別区の認定書が必 要。一般保証の場合は所定の売 上高減少要件確認書、売上高総 利益率減少要件確認書、売上高 営業利益率減少要件確認書 ※削減後3か月以上の方も利用可能		
借換支援資金	1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方 2 上記1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(○)(東日本大震災復興緊急保証を利用)	2億8,000万円	年1.8%以内 10年以内 10年超	保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%～0.950% 保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%～1.900%	運転資金10年以内 (掲書1年以内を含む) 運転資金15年以内 (掲書1年以内を含む) ※新築融資を含む場合、掲書は2年以内	事業計画書(第5号様式)が必要 川崎市信用保証協会が定める 書類が必要			
条件変更改善型 借換資金	保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用)		年2.3%以内	東日本大震災復興緊急保証 年0.400%					
RENEW!! 企業再建資金	再建計画等を策定し、営業の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確保でき、次のいずれかに該当する中小企業者等の方 1 神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 2 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業の事業再生に賛すると見込まれるものとして審判を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方(○)(営業権消滅保証を利用)	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%～1.100%	運転資金・設備資金10年以内 (掲書1年以内を含む)	川崎市信用保証協会が定める 書類が必要			
経営改善サポート型 企業再建資金	経営サポート会議や神奈川県中小企業活性化協議会、認定経営革新等支援機関等の支援を受け策定した事業再生等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方(事業再生計画実施関連保証(▲、一、二)○)を利用		10年以内 10年超	年2.0%以内 年2.5%以内	年0.340%または0.400%	運転資金・設備資金15年以内 (掲書1年以内を含む)	※新型コロナウイルス感染症の影 響を受けた方は、掲書が5年以 内、保証料率が0.400%となり ます。		

取企業再建に
組む方に

※ 責任共有制度の対象外となる資金は、(○)印で示してあります。

※5 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。

※6 保証代金の居住借入金並金控除の場合は、10年以内(掲書1年以内を含む)となります。

川崎市中小企業融資制度一覧表③ ※令和5年度で新規受付を終了します。

制度名		融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	資金使途・期間	備考
公害防止のために資金 が必要な方	公害防止施設設備資金	公害を防止するために必要な施設の設備資金を要し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方	中小企業者 5,000万円 協同組合等 1億円	融資実行時の 長期プライムレート -0.3%以内 (市から全額利子補給あり)	原則として必要 年0.450%～1.900%	300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 (掲書1年以内を含む)	・事前に川崎市の指導を受けている 公害防止対策が対象 ・川崎市の審査会の認定が必要 ・詳細は要問い合わせ (担当：環境局環境対策部 環境対策推進課 電話044-200-2506)
	工場移転資金	公害を防止するために必要な工場等の移転費用を要し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方		300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 (掲書1年以内を含む)			
	低公害型生産設備資金	低公害型生産設備等の更新費用を要し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方		300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 (掲書1年以内を含む)			
	低公害自動車等購入資金	低公害車(未用車を除く等の基準あり)購入費用を要し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方		300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 (掲書1年以内を含む)			
	土壌汚染対策資金	土壌汚染の調査、除去、汚染低減防止の費用を要し、自己資金のみでは困難である中小企業者・協同組合等の方		300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内 (掲書1年以内を含む)			

※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。

セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条）について

経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村又は特別区での認定が必要です（法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）の市区町村にて認定手続きを行ってください）。

- <5項> 1号：国の指定する大型倒産 2号：事業活動の制限 3号：突発的災害（事故等）
 4号：突発的災害（自然災害等） 5号：国の指定する不況業種 6号：取引金融機関の破綻
 7号：金融取引の調整 8号：金融機関の貸付債権の譲渡
 <6項> 危機関連保証制度（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）

セーフティネット保証の中で利用の多い第5項第4号認定及び5号認定については以下のとおりです。

●対象となる中小企業者等

（共通） 川崎市内に事業実態のある事業所があること。

※ 法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続きを行ってください。

主な認定要件

（4号の場合）国の指定した突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

（5号の場合）国が指定する業種を営んでおり、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。

【最近1か月】とは、申請月の前月または前々月です。

例）4月に申請→2月または3月

【その後2か月を含む3か月間】とは最近1か月に続く見込みを含んだものになります。

例）4月に申請→2月（実績）+3、4月（見込み） または 3月（実績）+4、5月（見込み）

※前年の比較月が新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は、同感染症の影響を受ける直前同期との比較になります。
 ※創業間もない企業や事業拡大等により前年比較が適当でない場合、その他特段の事情がある場合は、金融課までお問合せください。

●提出書類一式

次の①から④は全て提出していただきます。

- ① 認定申請書…2枚（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。）※申請者の押印は省略。
- ② 売上高計算書（川崎市指定書式）※金融機関の支店長印または税理士（公認会計士）の押印必須
 ※押印なしの場合は、月別残高試算表の写し、売上元帳等の写し等
- ③ 川崎市内に、法人（個人）の事業実態が確認できる資料
 （個人の場合）青色申告決算書1ページ目（ない場合は、所得税確定申告書Bの第一表）
 （法人の場合）履歴事項全部証明書（本店登記地が川崎市内であること）…発行日から3か月以内のもの（コピー可）
- ④ （金融機関等の代理人が提出する場合）
 ・委任状（川崎市指定の書式）
 ・ご所属が確認できる身分証のご提示（職員証・名刺・ご所属の記載がある健康保険証等）
 ※ 身分証はご提示のみで構いません。

●セーフティネット保証の利用に関する申請様式については、ホームページからダウンロードいただけます。

●4号の場合、国の「指定期間」が終了次第、認定申請も終了となります。

●5号の場合、事業業種が国が指定する指定業種に該当するか、確認する必要があります。

川崎市セーフティネット保証

検索



認定要件、提出書類等は変更になる場合がありますので、最新の情報を市HP等でご確認ください。

SDGs取組支援融資とは（SDGs取組支援融資…P5,6）

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」において認証（ゴールドパートナー）を取得した事業者の先進的なSDGsの取組を促進するため、振興資金など適用する融資制度の信用保証料を1/2補助します。

■対象となる制度（P5, 6）

・振興資金（設備強化支援資金、事業展開・多角化資金、短期継続資金を含む）、小規模事業資金（短期サポート・小口サポート・ミニを含む）、小口零細対応小規模事業資金

■メリット

・各資金に通常適用される信用保証料から、さらに1/2を市が補助します。

■申請方法

・川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」における認証事業者（かわさきSDGsゴールドパートナー）の認証書の写しを金融機関へご提出ください。

「かわさきSDGsパートナー」についてはこちら

<https://www.goodcity.jp/city.kawasaki/registration>



かわさきSDGsパートナー

検索

総務企画局都市政策部 SDGs・国際連携推進担当 電話044-200-0374

お問い合わせ

■融資制度全般・認定窓口について

川崎市経済労働局経営支援部金融課

〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20

川崎市産業振興会館5階

電話 044-544-1846・1847

FAX 044-544-3263



受付時間：8時30分～12時、13時～17時（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）
 ホームページアドレス：URL <http://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/77-25-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
 （川崎市ホームページから「事業者」⇒「融資支援情報」⇒「融資・助成」⇒「中小企業・経営・融資」）

川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10

てくのかわさき3階

電話 044-812-1112・1113

FAX 044-812-2075



■川崎市信用保証協会

川崎・幸・中原区担当

川崎市信用保証協会 企業支援課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66

電話 044-211-0501

FAX 044-222-1993



高津・宮前・多摩・麻生区担当

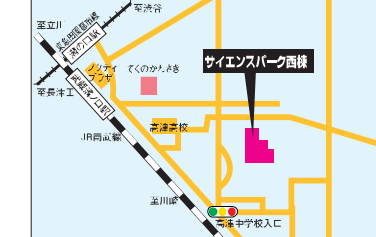
川崎市信用保証協会 北支所企業支援課

〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1

かながわサイエンスパーク西棟407号

電話 044-850-0055

FAX 044-833-1313



受付時間：9時～17時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日等を除く）
 ホームページアドレス：URL <http://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

(広告)

かわしん
と一緒に

カーボンゼロ 始めてみませんか？



詳しくは窓口または当金庫HPにてご確認ください
かわしん カーボンゼロチャレンジ

検索

かわしんも
賛同しています！



2023年4月1日現在

川崎信用金庫



横浜銀行

CONCORDIA
コンコルディア・フィナンシャルグループ

地域のみなさまのさまざまな
資金調達ニーズにお応えします
ご相談はお近くの窓口まで

<http://www.boy.co.jp/>

東日本銀行は中小企業のみなさまのご要望
ご相談にお応えいたします。



東日本銀行

CONCORDIA
コンコルディア・フィナンシャルグループ

～下記店舗にご相談ください。～
川崎支店・加瀬支店
044-355-4321

<http://www.higashi-nipponbank.co.jp/>



きらぼし銀行

<https://www.kiraboshibank.co.jp>

登戸支店・稲田堤支店
梶ヶ谷支店・久地支店
新百合ヶ丘支店 / 川崎法人営業部

地域の身近な銀行として
経営上のさまざまなニーズに
お応えいたします！



かなぎん 神奈川銀行

川崎支店 TEL. 044-244-7538
中原支店 TEL. 044-722-9121

<https://www.kanagawabank.co.jp>

《よこしん》は地域の
中小企業をサポートします！

川崎支店
044-522-3161

千年支店
044-777-7011

平間支店
044-541-7711

京浜臨港
法人営業所
03-3745-0155

このまちの未来をともにつくる
**横浜信用金庫**
<https://www.yokoshin.co.jp>

芝信用金庫

川崎市内の店舗

新城支店 044-788-3661
溝ノ口支店 044-888-2241
(現金特化型店舗) ※ 溝ノ口支店のご融資受付は、新城支店になります
武蔵小杉支店 044-733-0166
※ 豊支店・川崎大師支店は、令和4年10月3日より尻手駅前支店の
店舗内店舗として営業しております
尻手駅前支店・幸支店・川崎大師支店 045-575-1141



この街の“ホームドクター”
しばしんが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN

芝信用金庫



城南信用金庫は、
地域の皆様のお困りごとを解決する
お客様応援企業をめざします！



Cinnamoroll
(C)2022 SANRIO LTD., APPROVAL No. 656709

城南信用金庫

＝川崎市内 6店舗＝
溝ノ口支店 044 (833) 0321 生田支店 044 (922) 0141
宮前平支店 044 (866) 9121 元住吉支店 044 (411) 2141
中原支店 044 (711) 3651 鷺沼支店 044 (854) 2511
シナモロールは城南信用金庫のイメージキャラクターです。



さわやか信用金庫

経営課題を解決します！



川崎支店 044-366-1234
鷺沼支店 044-866-8451
平間支店 044-555-3821



大正10年創業

感謝をこめて
これからも皆様と共に
事業に関するさまざまな課題のサポート
ご相談はくせたしんの窓口へ



世田谷信用金庫

宮崎台支店

川崎市宮前区宮崎 2-11-20 TEL.044-877-4441

街にいい風 あなたにいい風

SHONAN

湘南しんきんは中小企業を応援します
詳しくは湘南しんきんホームページへ

街にいい風
湘南しんきん





たましん

お客さまの幸せづくり

財務面はもちろん、創業や事業の
成長・再生・承継などの経営課題について、
パートナーとして共に考え力強くサポートします。

多摩信用金庫 www.tamashin.jp
永山支店 TEL 042-356-2511
稲城矢野口支店 TEL 042-379-3451

かなしんが皆さまの夢の実現や
お悩みの解決をサポートします

創業支援

成長支援

事業承継

経営改善・事業再生



かなかわ信用金庫
かなしん

